

リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめについて

1 類型の当てはめの目的

新幹線鉄道騒音の環境基準（注1）については表1のとおり定められており、リニア中央新幹線についても適用される。県は、環境基本法第16条に基づき各類型をあてはめる地域を指定する必要があるとあり、環境省が示した処理基準（注3）に従い設定していく。

表1 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（S50.7.29 環境庁告示第46号）

地域の類型	基準値
I	70 デシベル以下
II	75 デシベル以下

（注1）環境基準は、環境基本法第16条第1項において「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」とされ、行政上の政策目標です。

（注2）Iをあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

（注3）新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（H13.1.5 環大企2号環境庁大気保全局長通知）

2 類型の当てはめの流れについて

環境基準の設定（国が設定）

環境基本法第16条第1項に規定

・環境基準は上記表1のとおり。



類型の当てはめ（県が指定）

環境基本法第16条第2項に規定

・環境省が示した処理基準に基づき、県が行う。



環境基準の適合状況の確認（沿線の自治体の実施）

・環境基準が達成されない場合は、新幹線沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進する。

3 類型の当てはめをする地域（環境基準が適用される地域）について

（1）類型の当てはめをする地域の範囲について

検討に際して、山梨リニア実験線において、時速500キロメートルで走行する実験車両（7両編成）の通過時の騒音データから、リニア中央新幹線の営業運転時の車両（16両編成）の通過時の騒音を予測した。予測にあたっては、JR東海によるリニア中央新幹線の環境影響評価書を参照し、最も遠くまで騒音の影響があると考えられる最も低い防

音壁区間（防音壁高さ 3.5 メートル）について、地域の類型 I の環境基準値 70 デシベル以下となる軌道中心線からの距離を予測したところ、352～363 メートルであった。このため、類型の当てはめをする地域の範囲は、類型 I の環境基準値 70 デシベルを超える地域を十分包括するよう、軌道中心線から 400 メートル以内の地域とする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（H13. 1. 5 環大企 2 号環境庁大気保全局長通知）

上記処理基準において、類型の当てはめをする地域（環境基準が適用される地域）は、次の①～③のとおり示されている。

①類型をあてはめる地域は、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域とすること。したがって、工業専用地域、山林、原野、農用地等は、地域類型の当てはめを行わないものとする。

②当該地域の土地利用等の状況を勘案して次のとおり行うこと。

	用途地域 (都市計画法)	地域の類型 (新幹線鉄道騒音)
都市計画法の用途 地域が定められて いる地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	I
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	I
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	II
	工業地域	II
都市計画法の用途 地域が定められて いない地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 に相当する地域	I
	その他	II

③事業実施計画の認可後すみやかに地域指定を行うこと。

リニア中央新幹線（東京－名古屋間）の事業実施計画は、平成 26 年 10 月に認可された。県は、処理基準に従い、すみやかに類型指定を行う必要がある。

4 指定範囲（軌道中心線から両側それぞれ400メートル以内の地域）内の類型の当てはめについて

環境省の処理基準は、都市計画法の用途地域の定められていない地域は、都市計画法の用途地域に準拠して類型をあてはめることとしていることから、当県のリニア地上走行部の軌道中心線から両側それぞれ400メートルの範囲内を広くカバーし、かつ、都市計画法に準拠して設定されている騒音規制法の規制区域区分に基づき、類型を当てはめることとした。（騒音規制区域区分と都市計画法の用途地域の関係は表2を参照）

なお、騒音規制法の規制区域区分に基づき類型を当てはめることは、東海道新幹線と同様の考え方である。

5 指定範囲（軌道中心線から両側それぞれ400メートル以内の地域）内であっても類型の当てはめをしない地域（環境基準が適用されない地域）について

環境省が示した処理基準では、新幹線鉄道騒音から通常の生活を保全する必要がある地域に環境基準を適用するとされている。一方、工業専用地域及び都市計画法の用途地域の定めのない地域であって山林、原野、農用地等には環境基準を適用しないとされている。

このため、東海道新幹線と同様に工業専用地域やトンネル区間（出入口周辺を除く）、河川区域には、環境基準を適用しない。

また、山林、原野、農用地等については、宅地に転用された場合に県が確実に把握できる地域に限って環境基準を適用しないこととし、山林については森林法、農用地については農業振興地域の整備に関する法律により特定された地域とした。これらの地域は定期的に見直され、リニア中央新幹線地上走行部にある程度まとまった地域として存在する。なお、相当広範囲に雑草、かん木類の生育する地域を原野としたが、リニア中央新幹線地上走行部には存在しない。

その他に、環境基準を適用しないこととした地域はない。

6 リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針

以上から、リニア中央新幹線の騒音に係る環境基準の類型の当てはめ方針（案）を取りまとめた。

表2 指定範囲（軌道中心線から400メートル以内の地域）内の地域類型の当てはめについて

類型 (基準値)	規制区域区分 (騒音規制法)	用途地域 (都市計画法)		類型の当てはめの根拠
I (70dB以下)	第1種区域	有	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	環境省の処理基準
	第2種区域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	
	第1種区域及び第2種区域※(注)の地域を除く	無	上記に相当する地域	
II (75dB以下)	第3種区域	有	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
	第4種区域		工業地域	
	第3種区域及び第4種区域※(注)の地域を除く	無	上記に相当する地域	
指定しない地域	・工業専用地域			
	・トンネル区間（出入口周辺を除く）及び河川区域		東海道新幹線と同様	
	・森林計画又は地域森林計画の対象とする森林の区域、農用地区域（注）		環境省の処理基準に例示された山林及び農用地について、県が具体化	